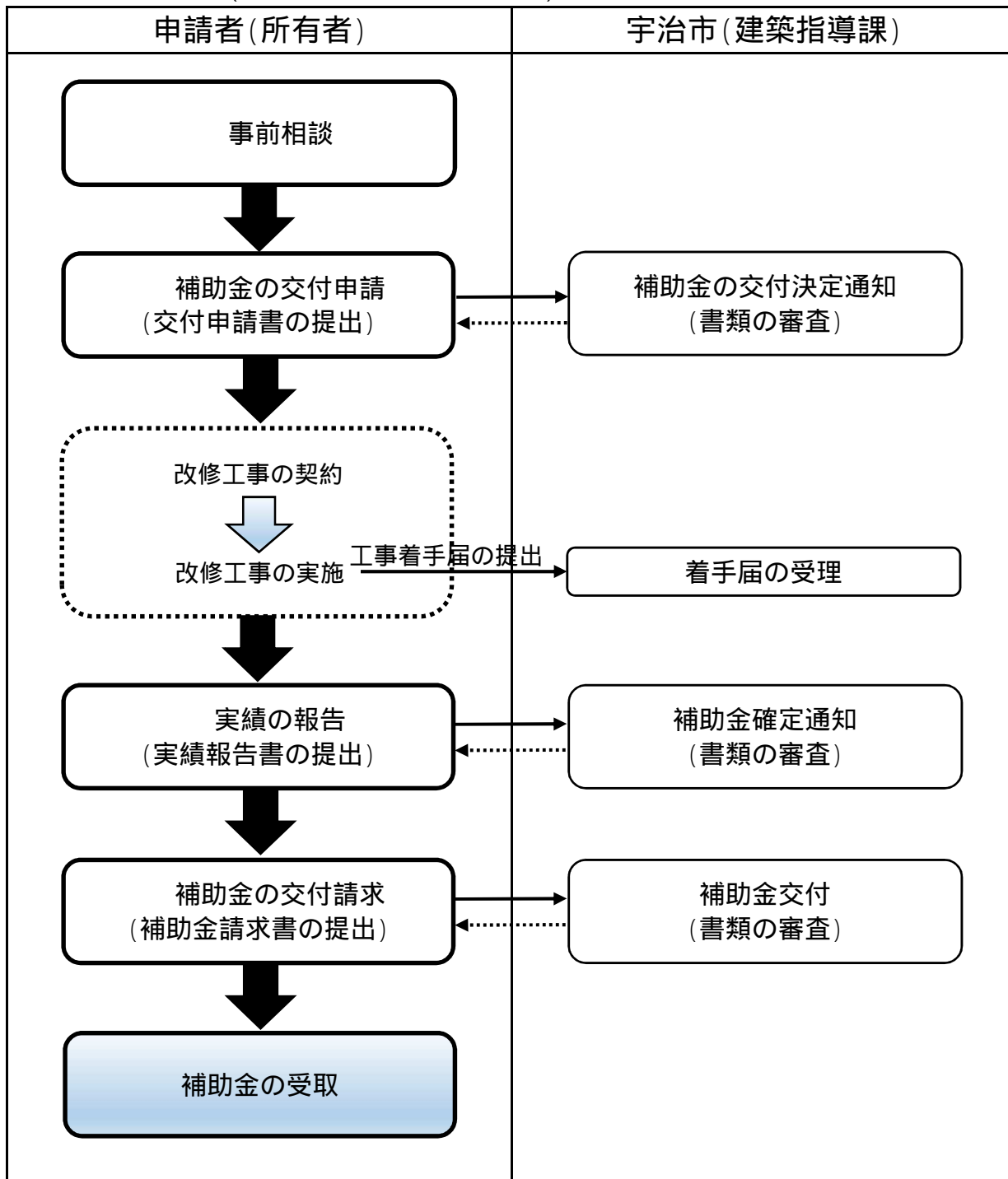


木造住宅耐震改修(補助金交付までの流れ)



注記) 事前相談については提出書類等は定めておりませんが、予算措置等が必要な場合がありますので、できる限り事前にご相談いただきますようお願いいたします。
 補助対象部分に関する契約(補助対象事業費に設計・監理費を含む場合は、設計・監理の契約を含む)は、必ず補助金交付決定の通知を受けた後に行ってください。
 完了実績報告に必要な提出書類については、工事着手前に必ず確認してください。

補助金の交付申請、実績の報告に必要な書類については、「木造住宅耐震改修等事業提出物整理表」を確認し、整理表のとおり提出していただきますようお願いいたします。